

# 7th sense

セブンセンス

## セブンセンスグループ

セブンセンス税理士法人  
セブンセンス社会保険労務士法人  
セブンセンス行政書士法人  
セブンセンス株式会社  
株式会社アイクス  
株式会社東京ビジネスセンター  
セブンセンスマーケティング株式会社

<https://www.seventh-sense.co.jp/>



hmr  
seventh sense

## INDEX

セブンセンスグループ	P. 2
ちょっとITタイム	P. 4
みえるクラウドログ	P. 5
役員退職金を上手に活用しよう！	P. 6
人事ナビ	P. 8
事業再構築補助金	P. 10

# hmr

## 会計事務所業界をリードする、国 それが、セブンセンスグループ。



代表取締役社長  
徐 瑛義

代表取締役会長  
小長谷 康

常に新しい目線で  
未来をとらえて半世紀

セブンセンスグループは、  
現在、スタッフ数は総勢約200名。  
拠点は東京、千葉、静岡、鳥取、沖縄など日本全国10か所。  
お客様は全国2,000社を優に超え、  
静岡県や山陰地方においては地域ナンバーワンを誇ります。  
この先、半世紀も、お客様や社員、企業に関わる  
全ての人々と幸せを共有するために。  
革新的でユーモアあふれる自由な発想を持ちながら、  
“業界最先端”の会計事務所グループとして  
邁進して参ります。

### 【セブンセンスイズム】(基本理念)

五感+第六感+ユーモアのセンス(7th sense)

## Sense of Humor

セブンセンスグループは、  
お客様・社員・企業に関わる全ての人々と、働き甲斐のある仕事を通じて、  
仲良く楽しく幸せな人生を共有するために存在し続ける企業です。

### 【フィロソフィー】(経営理念)

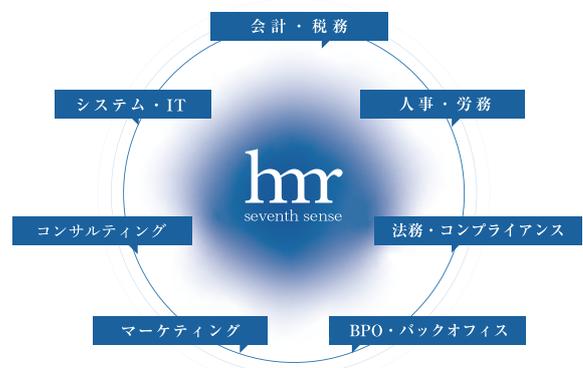
革新的でユーモア溢れる自由な発想を原動力とし、  
プロフェッショナルとしての仕事を通じて、  
グローバルなビジネスと社会の進展に寄与する

### 【ミッション】(社会的使命)

- お客様から最高に信頼される相談相手となること
- 全従業員の物心両面の幸せを追求すること

### 【コアバリュー】(価値観・行動指針)

- 常に夢と若さを保ち、ユーモアの精神を忘れない
- お客様のニーズを基本とし、積極的に行動を起こす
- 自己限定をせず、ハーフ革命に挑戦する
- 社会正義に貢献し、正しい倫理的価値観を持つ
- 最新の情報を武器とし、質の高い価値を提供し続ける
- 個性を尊重し、コミュニケーションを大切にす
- 今日を変え、明日を変え、未来を変える



### 【資格者紹介】

- 税理士(12名) ■ 社会保険労務士(9名) ■ 行政書士(2名)
- 中小企業診断士(3名) ■ ファイナンシャルプランナー(7名)
- 宅地建物取引士(3名) ■ 事業再生アドバイザー(6名)
- MAS監査プランナー(5名) ■ 文書情報管理士(1名)など

# 内有数の総合型会計事務所。



Group Office

山陰オフィス

千葉オフィス

東京赤坂オフィス  
東京上野オフィス  
東京外神田オフィス  
東京銀座オフィス

静岡オフィス  
静岡オフィス別館  
静岡沼津オフィス

石垣島オフィス



## 事業一覧

セブンスエスグループでは、下記を一例に多岐にわたる事業を展開しています。

### 会計・税務

会計・税務顧問業務をはじめとして、会社設立・資金調達などの創業支援、税務申告業務、国税庁OB税理士による税務調査対応など、多様なお客様へ会計・税務サービスを提供しています。

### 経営コンサルティング

50年以上の歴史と有資格者や各種専門家とのネットワークを生かしたコンサルティング。特に医療業種への相談実績は長く、多くの病院等を支援してきました。自社開発の業務管理ツールの提供も強みの一つです。

### IT/DX支援

業界に先駆けたIT導入による知見を基に、IT/DX化への各種コンサルティングも行っています。グループ内の「中小企業DX推進研究会」では日々、知見の充実と普及に携わっています。

### 人事・労務

給与計算や社会保険、労働保険の事務手続きなどの実務から、労働基準法その他法令に準拠した就業規則、賃金制度の作成、各種助成金の相談・手続き等。お客様のニーズに合わせて、細やかにサポートします。

### 事業承継・M&A・相続

後継者不足に悩む中小企業の事業承継やM&A支援を行います。また個人のお客様に向け、老後の悩みに寄り添う相続支援にもノウハウの蓄積があり、多くのお客様から信頼をいただいています。

※各拠点により対応が異なる場合がございます。 ※2021年9月1日現在の情報です。



## 山口 高志

やまぐち たかし

中小企業  
DX  
推進  
研究会  
会長

■ITを使って仕事を  
便利に楽しく出来る  
よう、毎日情報収集  
中です！



## Windows 11

2021年6月24日にマイクロソフトが「Windows11」をリリースすることを発表しました。Windows10のリリースが2015年7月29日でしたので、6年ぶりに新しいバージョンのWindowsが登場することになります。

Windows10がリリースされた時、マイクロソフトは「Windows10がナンバリング（7や8、10と番号が付く）の【最後のOS】になる」と発表していました。Windows10は一度導入（購入）すれば、iPhone等のスマートフォンのOSと同じように、『半年に1度おこなわれる「機能アップデート」を通じて新機能が提供されていく』マイクロソフトは断言していましたが、6年が経ち「Windows11」のリリースが発表されたということは、過去に言っていたことから方向転換するのでしょうか？「Windows11」という新しいOSを買い直さなければいけないのでしょうか？

そこは安心してください！実は名称こそ「Windows10が最後のOS」という事ではなくなっていますが、Windows10を使っている皆さんは、今までの半年に1度の機能バージョンアップと同じように無償で「Windows11」にバージョンアップが可能です。名前が変わるだけで、無償バージョンアップの方針は変わりませんのでご安心ください。

ただし、「Windows11」へのバージョンアップには1つだけ必要最低限の要件があります。ここだけ少し専門的な用語を使ってご説明します。

新しく発表された「Windows11」を導入するためには、パソコンに『TPM2.0』と呼ばれるセキュリティチップが搭載されている必要があります。「TPM」という言葉を聞いたことがない方や知らない方は多いのでは無いかと思えます。私も今回の発表までは「TPM」という言葉は聞いたことがあっても気にしたことがありませんでした。

昨今は殆どの端末がインターネットに繋がる時代になり、コンピューターのセキュリティが非常に重要となってきています。そこで、『TPM』と呼ばれるセキュリティチップを使う事で、セキュリティの肝となる暗号化の鍵の管理をより強固な金庫（TPM）で管理させよう、というわけです。つまり「Windows11」はセキュリティ対策がより強力に出来るコンピューターのみ導入できるようにすることで、世界中のパソコンのセキュリティレベルを高くしよう、という意味が伺えます。

「TPM2.0」って自分のパソコンは対応しているの？とご心配になる方もいらっしゃると思いますが、4、5年以内のパソコンであれば搭載していないパソコンの方が少ないので、5年以上前の古いパソコンを使っていなければ、殆どの方は問題無く「Windows11」にバージョンアップが可能だと思われます。「Windows11」に対応しているかチェックするツールもマイクロソフトから出ているので、気になる方は是非チェックツールでご確認ください。

iPhoneのOSが毎年「iOS13→iOS14」というように数字は上がりますが対応しているiPhoneは無償でバージョンアップが出来るのと同じように、Windowsも機能が大きく変わるときは「Windows10→Windows11」と数字は上がりますが、対応しているパソコンは無償でバージョンアップし続けられる、という事になります。

iPhoneも5年ぐらい経つと古いiPhoneには最新のiOSは提供されなくなります。同じように5年に1度ぐらいの頻度でパソコンを買い換えて頂けると、機能としてもセキュリティ対策としても安心頂けるのではないのでしょうか。

尚「Windows11」ですが、見た目やWindows10と変わるところは少々ありそうですが、基本的には大きな変化は今のところ無さそうです。セキュリティ対策のバージョンアップが続けられる限りはWindows10を使い続けても問題はありませぬので、「Windows11」の状況を注視しつつ会社での対応を進めて頂ければと思います。

社員がキチンと働いているか不安



セキュリティ管理が分からない



記録が無いと労働管理が大変



## 「みえるクラウド ログ」なら 業務の状況が「みえる」

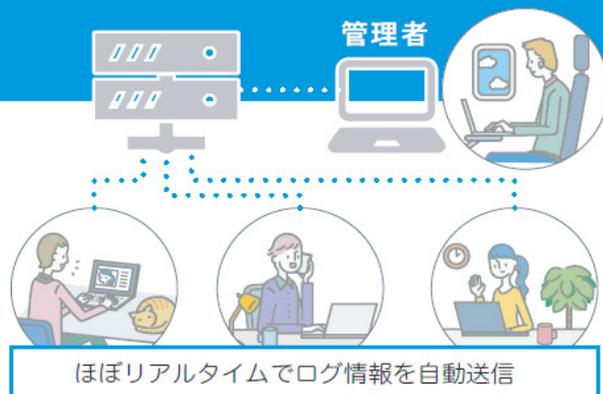
初回にインストールするだけで、完全自動でデータを取得!

### オフィスのように業務が「みえる」

「みえるクラウド ログ」を各個人が使用する PC にインストールだけ!!

セキュリティー認証がされたネットワークで管理者へログを送ります。

※システム対応 OS は Windows のみです。



社員の「今」がみえる



「稼働状況」

「作業時間」がみえる



「勤務ログ」

「操作履歴」がみえる



「操作ログ」

導入も安心。  
しかも低価格!!

専門の IT スタッフが、社内で正常に稼働が始まるまでサポートするので、IT に詳しい人がいなくても安心です。また、導入後もトラブルがあれば専門のスタッフがご対応いたします。

月額 1台 **1000円**※  
**全ての機能**が使用可能

※30台~のご契約の場合

導入台数	月額費用
~30台	30,000円
+1台毎	+1,000円



# 役員退職金を上手に活用しよう！

税理士  
行政書士 徐 瑛義

そう よんい

グループ  
代表

■コロナ禍が失われた空白の期間とならないように、英語とゴルフの練習を頑張っています。



会社も個人もダブルでおトクになる「役員退職金」の活用について、易しく優しく解説します。



## 1. 退職金の計算はこんなに有利！

退職金は、何十年にもわたる労働の対価に対するご褒美ということで、極めて有利な税制が適用されています。

退職金は、退職時に特別に支払われる一時的な賃金のことです。税法上は「退職所得」といいます。この「退職所得」の金額は次のように計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額(源泉徴収される前の金額)} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

退職金に対する特別控除である「退職所得控除額」は次の表のとおりです。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 (80万円未満の場合は80万円)
20年超	800万円 + 70万円×(勤続年数-20年)

例えば、勤続年数15年の場合は600万円(40万円×15年)、勤続年数40年の場合は2,200万円(800万円 + 70万円×(40年 - 20年))が退職所得控除として計算されます。つまり、退職金がこの金額以下であれば所得税はかからないということです。

退職金の額が退職所得控除額を超えたとしても、その全額が課税されるわけではありません。退職所得控除額を差し引いた残額の半分だけが課税対象となります。例えば勤続20年で退職金5,000万円だった場合、退職金5,000万円から退職所得控除額800万円を控除した残額の半分(2分の1)である2,100万円が「退職所得」の金額となります。(※但し、役員等としての勤続年数が5年以下の者が退職金の支給を受ける場合には2分の1とする措置は適用されません。)

さらに、退職所得は給与所得や不動産所得など他の所得と合算されず、個別に所得税率が適用される分離課税方式となっています。退職金は長年にわたる過去の勤務に対する賃金の後払いという性格を持つため、税額が低くなるような優遇措置が取られているからです。

このように退職金の所得税の計算は独自の計算方法により極めて有利な税制となっており、経営者でなくとも退職金を受け取る個人であれば誰でも享受できるメリットです。

## 2. 役員退職金は法人で損金算入できる

法人のオーナー経営者の場合は、多額の役員退職金を支払うことで、社長自身にとっては所得税の節税になり、会社は退職金を損金算入することで法人税を節税することが可能となります。

損金算入された退職金の額に対する法人税の実効税率分が会社における節税効果の額です。そのため、退職金の額が大きければ大きいほど節税効果は高くなります。

給与としての役員報酬はある程度抑えて将来退職金で支給するなどの工夫をすることにより、トータルとしての個人の所得税が圧縮され、法人も一気に多額の損金を計上することができ、株価引下げ対策などに応用することもできます。

## 3. 支給先やタイミングは工夫次第

親族役員・従業員に対して退職金を支給することも可能です。さらに、分掌変更時に退職金を支給することもできます。分掌変更とは、例えば代表取締役がヒラ取締役や代表権のない会長職になるなど、役位や職務内容が変わることをいいます。例えば、創業社長から2代目へ事業承継する際などのタイミングで分掌変更を行い、役員退職金を上手に支給することによって節税を図ることができます。

ちなみに、税務上は以下のような場合に分掌変更による役員退職金の支給が認められています。

- ① 常勤役員が非常勤役員になったこと
- ② 取締役が監査役になったこと
- ③ 分掌変更後におけるその役員の給与が激減(おおむね50%以上の減額)したこと
- ④ 実質的に退職したと同様の事情にあると認められること

上記の内でもよく問題になるのは④です。代表取締役を退いた後でも重要な経営上の意思決定を行っていた場合などは、税務調査時に「実際にはその役員は退職していないようですね!」と否認指摘されるケースが後を絶ちません。

## 4. 役員退職金いくらまで支給できるか?

役員退職金はいくらでも無制限に損金算入が認められているわけではありません。不相当に高額な部分は損金として認められず、金額自体についても税務調査ではよく揉めるポイントです。役員退職金の額が過大であるかどうかは、過去の採決事例や判例によれば、同業類似法人の役員退職金と比較して判断されています。すなわち、同じ地域にある同じ業種で同じくらいの売上規模の会社で支給された役員退職金のデータ(実績)と比較して判断されるのです。

しかし、この同業類似法人のデータは税務署の内部にだけ存在していて一般には公開されていません。いわば後出しジャンケンで否認されるわけです。そこで、税務署から否認されないように、役員退職金の適正額算定の目安として、「功績倍率方式」という計算方法が一般的によく利用されています。

**功績倍率方式による役員退職金 = 最終月額報酬額 × 勤続年数 × 功績倍率**

功績倍率は、社長、副社長、専務、常務、監査役など役位によって異なります。一般的に2.0～3.0倍程度と言われていますが、法令など明確な規定はありません。

現実的には、役員退職金はいくらでも好きなだけ支給することが可能です。しかし、個人に「支給できる」として法人で「損金算入できる」とは大きく異なります。役員退職金は多額になりやすく、税金に与えるインパクトも大きく多大なメリットがある反面、税務調査でよく揉めるネタの一つです。きちんと仕組みを理解して上手に活用することが大切です。役員退職金の支給をご検討の際は、事前に必ずセブンスの税理士へご相談ください。

労務部 山崎 岳彦

外神田  
オフィス

やまさき たけひこ

■趣味：お酒を飲む  
こと（現在自粛中）、  
ラグビー観戦  
（競技経験あり）

特定  
社会保険労  
務士



男女ともに仕事と育児を両立できるようにするため、子の出生直後における柔軟な育児休業の枠組みや育児休業を取得しやすくするよう育児・介護休業法が改正され、令和3年6月9日に交付されました。

## 育児・介護休業法が改正、令和4年4月1日から段階的に施行されます

### ▶ 改正のポイント

1. 男性の育児休業取得促進のために、出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります（新制度）

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

	新制度（現行制度とは別に取得可能）	+	現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能		原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで（※1）		原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能		原則分割不可 （今回の改正で分割して2回まで取得可能）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲（※2）で休業中に就業することが可能		原則就業不可

※1 職場環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を

労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～③のとおりです。

①労働者が就業してもよい場合は事業主にその条件を申出

②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示

③労働者が同意した範囲で就業

なお、就業可能日等の上限（休業期間中の労働日・所定労働時間の半分）を厚生労働省令で定める予定です。

（注）新制度についても育児休業給付の対象となります。



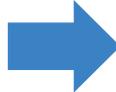
▶ 改正のポイント

2. 育児休業を分割して取得できるようになります。

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

改正前

- 原則分割することはできない
- 1歳以降に育休を延長する場合、育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定



改正後

- (新制度とは別に) 分割して2回まで取得可能
- 1歳以降に延長する場合について、育休開始日を柔軟化



▶ 改正のポイント

3. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

施行日：令和4年4月1日

改正前

- (育児休業の場合)
- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
  - (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない



改正後

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに
- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い  
(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)



出典：厚生労働省HP

## 最低賃金の改定

最低賃金が令和3年10月に改定される予定です。全ての都道府県の引き上げ額の目安は、28円になっています。正式な改定後に厚生労働省のHPで公表される予定です。

「令和3年度 地域別最低賃金 答申状況」は、右のQRコードからご覧いただけます。

令和3年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	引上げ額	最低賃金(円/時)	引上げ率(%)	改正日	改正前(円/時)	改正後(円/時)
北海道	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
青森県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
岩手県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
宮城県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
秋田県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
山形県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
福島県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
茨城県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
栃木県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
群馬県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
埼玉県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
千葉県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
東京都	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
神奈川県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
新潟県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
富山県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
石川県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
福井県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
山梨県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
長野県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
岐阜県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
静岡県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
愛知県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
岐阜県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
愛知県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
三重県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
滋賀県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
京都府	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
大阪府	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
兵庫県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
奈良県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
和歌山県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
徳島県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
香川県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
愛媛県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
高知県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
福岡県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
佐賀県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
熊本県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
大分県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
鹿児島県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000
沖縄県	28	1,000	2.8	2021年10月1日	972	1,000



# 事業再構築補助金

要件緩和！  
さらに使いやすくなりました！

セブンスグループでは、中小企業の事業主の皆様向けに各種補助金の“申請コンサルティング”も行っております。今回は事業再構築補助金について改めてご紹介いたします。**第三回公募から申請要件に大幅な変更が加えられ、これまでよりさらに幅広い事業者様からの応募が可能となりました。是非、セブンスグループまでご相談下さい。**

どんな補助金!?

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の社会の変化に立ち向かう  
中小企業者等※の思い切った事業再構築を政府が支援!!

※中堅企業には別途規定あり

<p>補助額 ／ 補助率</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【通常枠】 補助額 <b>100万円～従業員数に応じて8,000万円</b> <span style="float: right;">増額!</span> 補助率 <b>2/3</b> (6,000万円超は1/2)</li> <li>・【卒業枠】 補助額 <b>6,000万円超～1億円</b> 補助率 <b>2/3</b></li> </ul> <p>※その他、補助額上限1,500万円(補助率3/4)の「最低賃金枠」・「緊急事態宣言特別枠」、上限1億円(補助率2/3)の「卒業枠」、上限1億円(補助率1/2)の「グローバルV字回復枠」、上限1億円(補助率1/2～2/3)の「大規模賃金引上枠」が用意されています。</p>
<p>申請要件</p>	<p>事業計画(3～5年)において下記“<b>全ての要件を満たす</b>”中小企業(または個人) <span style="float: right;">緩和!</span></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2020年4月以降の連続する6ヶ月間の内、任意の3ヶ月の合計売上が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3ヶ月の合計売上高と比較して<b>10%以上減少</b>しており、2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上が、コロナ以前の同3か月間の合計売上高と比較して<b>5%以上減少</b>していること。 ※上記要件を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。 2020年4月以降の連続する6ヶ月間の内、任意の3ヶ月の合計付加価値額が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3ヶ月の合計付加価値額と比較して15%以上減少しており、2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月間の合計付加価値額と比較して7.5%以上減少していること。</li> <li>「付加価値額(または従業員1人あたりの付加価値額)」が3～5年の計画で年率平均<b>+3%以上増加</b>する見込み。</li> <li>認定経営革新等支援機関や金融機関と一体となって<b>事業再構築に取り組む</b>事業者。</li> </ol>

本当に使いやすくなったの!?

## 第三回公募からの変更点一覧

<p>★ 最低賃金枠の創設</p>	<p>最低賃金近傍で雇用している従業員数が一定割合以上いる事業者について補助率を3/4に引き上げ、さらに<b>他の枠に比べて採択率を優遇!</b></p>
<p>★ 通常枠補助上限額UP</p>	<p>従業員数が51人以上の場合は補助上限額を8,000万円まで引き上げる(従来は6,000万円が上限)。また、従業員が101人以上の場合には補助上限を最大1億円とする。(「大規模賃金引上枠」の創設)</p>
<p>★ その他の運用の見直し</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>売上高減少要件の対象期間を2020年10月以降から2020年4月以降に拡大する。</li> <li>売上高は増加しているものの利益が圧迫され、業況が厳しい事業者を対象とするため、売上高10%減少要件は、付加価値額の減少でも要件を満たすこととする。</li> <li>新たに<b>取り組む事業の「新規性」</b>の判定において、「過去に製造等した実績がない」を「コロナ前に製造等した実績がない」に改める。</li> </ol>

どんな経費が  
補助対象!?

## 事業再構築計画の実施に要する設備投資費用のうち 下記に該当するもの

建物費	建物の建設・改修・撤去・原状回復に要する経費等
機械装置・システム構築費	機械装置、工具・器具の購入・製作・借用に要する経費、ソフトウェア・情報システム等の購入・構築・借用に要する経費等
外注費	加工・設計・検査等を外注する場合の経費
広告宣伝・販売促進費	新たに開発又は提供する製品・サービスに係る広告の作成及び媒体掲載、展示会出展、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、マーケティングツール活用等に係る経費
研修費	事業再構築計画の遂行の為に必要な教育訓練や講座受講等に係る経費
その他	技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用料 他

どんな事業計画が  
申請対象!?

## 「新分野展開」「事業転換」「業種転換」「業態転換」「事業再編」 いずれかの類型に当てはまる再構築計画が申請対象!!

【例1】 飲食業	【従来】喫茶店経営 ⇩【再構築】 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施
【例2】 小売業	【従来】洋服店経営 ⇩【再構築】 店を閉め、衣料品のネット販売やサブスク形式のサービス事業に業態を転換
【例3】 製造業	【従来】航空機部品製造 ⇩【再構築】 ロボット関連部品、医療機器部品製造の事業を新規に立ち上げ
【例4】 広告業	【従来】不動産会社向けのチラシ作成、イベント企画 ⇩【再構築】 ドローンとVR技術を使った動画による不動産広告サービスの展開
【例5】 宿泊業	【従来】ホテル、旅館の経営 ⇩【再構築】 テレワーク需要に対応可能なコワーキングスペースに改装

## 申請には事業計画書の作成が必要です! まずは当社へご相談下さい!



### 豊富な申請実績

既に多数の採択事例あり!  
採択確率をUPさせる極秘テクを伝授!

### 長年の経験と確かな技術

認定支援機関ならではの知識と経験で  
最高の事業計画書の完成をお約束!

### 安心のサポート体制

採択後の煩雑な手続きも  
抜群の対応力で完全サポート!

お早めに!!

申請書作成には  
**最低で1ヶ月は必要です**  
お早めにご相談ください。

ご相談受付期間

各々切り日の**40日前まで**

※応募多数の場合は予告なく締め切らせて頂く場合がございます。

#### ■東京赤坂オフィス

東京都港区赤坂2-15-16赤坂ふく源ビル4階  
TEL:03-6426-5542

#### ■東京上野オフィス

東京都台東区上野3-14-1  
UENO CUBE EXECUTIVE4,5階  
TEL:03-6803-2905

#### ■静岡オフィス

静岡県静岡市駿河区池田3875-92  
TEL:054-264-3171

#### ■山陰オフィス

鳥取県米子市西福原3-3-1YNT第4ビル3階  
TEL:0859-21-1171

★お近くの事務所までお問い合わせください

hr

# セブンスセンスグループの経営理念

革新的でユーモア溢れる自由な発想を原動力とする  
プロフェッショナルとしての仕事をする  
グローバルなビジネスと社会の進展に寄与する

セブンスセンスグループは、全国をくまなくカバーする機動力あふれるサービスを展開しています。  
さらに、日々のコミュニケーションにはITを駆使しており  
各種ソフトをインターネット上で結び、きめ細かな集計・分析・コンサルティングサービスを  
リアルタイムでご提供しています。  
私たちにとってインターネットは、まさに信頼のネットワークです。

<https://www.seventh-sense.co.jp/>

セブンスセンス税理士法人  
セブンスセンス社会保険労務士法人  
セブンスセンス行政書士法人  
セブンスセンス株式会社  
株式会社アイクス  
株式会社東京ビジネスセンター  
セブンスセンスマーケティング株式会社



hmr  
seventh sense

## ■東京赤坂オフィス

〒107-0052  
東京都港区赤坂2-15-16  
赤坂ふく源ビル4階

## ■東京上野オフィス

〒110-0005  
東京都台東区上野3-14-1  
UENO CUBE EXECUTIVE4,5階

## ■東京銀座オフィス

〒104-0061  
東京都中央区銀座8-18-3  
銀座加藤ビル2階

## ■東京外神田オフィス

〒101-0021  
東京都千代田区外神田5-4-6  
山岡ビル302

## ■千葉若葉オフィス

〒264-0029  
千葉県千葉市若葉区桜木北3-23-22  
深谷ビル2階

## ■静岡オフィス

〒422-8005  
静岡県静岡市駿河区池田3875-92  
静岡オフィス 別館  
静岡県静岡市駿河区池田3875-82

## ■静岡沼津オフィス

〒410-0056  
静岡県沼津市高島町15-5  
ぬましんCOMPASS 2F

## ■山陰オフィス

〒683-0805  
鳥取県米子市西福原3-3-1  
YNT第4ビル3階

## ■石垣島オフィス

〒907-0014  
沖縄県石垣市新栄町6-18  
石垣市IT事業センター2階

セブンスセンスには、お客様の抱えるどのような課題にもお応えできるよう、税理士・社会保険労務士だけでなく、  
中小企業診断士やファイナンシャルプランナーなど、各部門の専門家が多数在籍しています。  
会社の事から人生に関わるプラン作りのことまで、  
全てを信頼して任せてもらえる「ベストパートナーシップ」を目指しています。

税務・会計支援



税務会計にお悩みの方

起業・開業支援



会社設立・開業準備をお考えの方

相続・資産対策



資産形成にお悩みの方

人事・労務



人事・労務に関する手続き  
人の問題でお悩みの方

コンサルティング



会社経営に関してお悩みの方

会計事務所向け



アウトソーシングをお考えの方